

特許ニュース

令和8年 (2026年) 2月19日(木)

No. 16567 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆知財の常識・非常識 ⑥〇・完
品質誤認行為に関する近時の裁判例について… (1)

☆オンライン知的財産セミナー(欧州における
特許権行使とそれに対する防護) …… (7)
☆オンライン知的財産セミナー(事業に資する
知財戦略・知財活動、知財の獲得・活用) … (8)

知財の常識・非常識 ⑥〇・完

品質誤認行為に関する近時の 裁判例について

桜坂法律事務所

弁護士 服部 謙太郎

1 はじめに

今回は、品質誤認行為(不正競争防止法2条1
項20号)に関する近時の裁判例について紹介した
と思います。

不正競争防止法2条1項20号は、「商品若しく
は役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書
類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、

製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の
質、内容、用途若しくは数量について誤認させる
ような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡
し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示
し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通
じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供
する行為」を不正競争行為として定めています。

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。



最寄駅

虎ノ門(地下鉄 銀座線 徒歩5分)

出口5番・出口11番

霞ヶ関(地下鉄 徒歩7分) 出口A13

溜池山王(地下鉄 徒歩8分) 出口8

会議室についての申し込み、お問い合わせ先:

03-3581-1634(代表)

E-mail: shoko-on@jade.dti.ne.jp

<https://shokokaikan.or.jp/>

一般社団法人 商工 会館

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2